

意見募集による修正等

日野市まちづくり条例素案について、意見の募集を4月15日から4月30日にかけて実施しました。50あまりの意見をいただき、その意見を参考に次のように条例素案の修正を行いました。また、条文について精査を行い表現方法等を変更しました。

* 全ての意見については、都市計画課のホームページで公開しています。

1 意見による変更

条項	修正後	修正前	修正理由
前文 1行目	多摩丘陵と <u>台地の</u> 二段の崖線	多摩丘陵と二段の崖線	「浅川の南に多摩丘陵、北に台地、崖線」 的確な表現には台地が必要との意見から修正
前文 5行目	私たちが暮らす <u>水と</u> 緑豊かな住環境	私たちが暮らす緑豊かな住環境	日野市の特徴は水にあるので、「水」を加入する必要があるという意見から修正
前文 11行目 15行目	市民・ <u>事業者</u> ・市	市民・市・ <u>事業者</u>	他の条文と統一すべきという意見から修正
第3条 第10号	<u>工事施行者</u>		条例違反した場合、勧告の対象とする必要があるという意見から新設
第5条 第1項	実現に積極的に取り組むものとする。	自らその実現に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。	無条件に協力をする規定は、必要ないとの意見があり、いろいろな立場の市民の方がいることから修正
第6条 第2項	生じたときは、 <u>相手の立場を尊重し</u> 自らその解決に努めなければならない。	生じたときは、自らその解決に努めなければならない。	市民の責務だけに「相手の立場を尊重し」がはいっていることから、事業者の責務に同様の規定を設ける
第14条 第3項	まちづくり会議の議事録は、公開する		会議、議事録とも公開すべきという意見から新設
第38条 第2項	まちづくり会議の意見を聴くとともに <u>事業の概要を公開しなければならない。</u>	まちづくり会議の意見を聴かなければならない。	事業概要を公開することは、説明会を実施するうえで前提条件になるため、特段の規定ありませんでしたが、規定を設ける必要があるという意見を採用し修正

条項	修正後	修正前	修正理由
第 41 条 第 1 項	縦覧に供しなければならない。 <u>この場合、規則で定めるところにより、市民等に周知しなければならない</u>	縦覧に供しなければならない。	市民は広報で情報を得ることが多いので、広報で周知することを規定する必要があるという意見から、規則で広報、ホームページ掲載の規定を新設
第 41 条 第 4 項	<u>第 1 項の説明会、第 2 項の意見書、前項の見解書の内容等</u>	<u>第 2 項の説明会、第 4 項の意見書、第 5 項の見解書の内容等</u>	引用誤りの指摘をいただき修正
第 65 条 第 2 項	調整会委員は、調整会の開催に当たっては、公開によって行い、必要に応じて周辺住民等、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求め口頭審理によって行うことができる。	調整会委員は、調整会の開催に当たっては、 <u>必要に応じて</u> 公開による口頭審理によって行い、周辺住民等、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めることができる。	公開することが原則であるが、公開することが条文上読み取れないため修正
第 90 条 第 3 項	条例 90 条第 3 項を参照してください。		指導要綱第 13 条第 1 項、第 2 項の学校用地の住宅の建設を控える規定が条例に必要であるという意見から第 90 条第 3 項新設
第 97 条	次に掲げる開発事業については、 <u>第 7 章の第 3 節から第 6 節までの規定は、適用しない。</u>	次に掲げる開発事業については、第 7 章の規定は、適用しない。	適用除外をするにしても、マスタープランに適合していることが必要との意見から修正
101 条	市長は、 <u>事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者又は工事施行者に</u>	市長は、 <u>事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者</u> に	条例の実効性を確保するため、工事施工者も勧告の対象とする必要があるとの意見から修正

条項	修正後	修正前	修正理由
101 条 第 6 号	偽りその他不正手段により、 第 70 条第 1 項若しくは第 2 項 に規定する指導基準適合通知 書又は第 72 条第 2 項に規定す る変更計画指導基準適合通知 書の交付を受けたとき		条例の実効性を確保するた め、勧告の対象とする必要が あるとの意見から新設
101 条 第 7 号	第 70 条第 1 項又は第 2 項に規 定する指導基準適合通知書の 交付を受けずに開発事業に関 する工事に着手したとき		条例の実効性を確保するた め、勧告の対象とする必要が あるとの意見から新設
101 条 第 8 号	前各号に掲げるもののほか、 この条例及びこの条例による 規則で定める規定に違反した とき		条例の実効性を確保するた め、勧告の対象とする必要が あるとの意見から新設
103 条 第 1 項	事業者又は工事施行者が当該 勧告に従わないときは	事業者が当該勧告に従わな いときは	条例の実効性を確保するた め、工事施工者も勧告の対象 とする必要があるとの意見 から修正
103 条 第 2 項	当該命令をする事業者又は工 事施行者に対し、あらかじめ 意見を述べる機会を与えなけ ればならない	市長は、前項の規定による 命令をしようとするとき は、当該命令をする事業者 に対し、あらかじめ出頭を 求めて、意見の聴取を行わ なければならない。ただし、 当該事業者が正当な理由が なくて意見の聴取に応じな いとき又は緊急やむを得な いときは、この限りでない	手続の規定としては、意見を 述べる機会を与えることが 必要であるという意見から、 修正
規則 第 6 条 第 1 項	委員の人数は <u>7 人以内</u> とする	委員の人数は 5 人以内とす る	まちづくり会議の人数につ いて、重要な役割を担うわり に少数すぎるという意見か ら修正
規則 第 6 条 第 2 項	(1) 市民委員 <u>3 人以内</u> (2) 識見を有する者 <u>4 人</u> 以 内	(1) 市民委員 2 人以内 (2) 識見を有する者 3 人 以内	まちづくり会議の人数につ いて、重要な役割を担うわり に少数すぎるという意見か ら修正

2 条文について精査を行い大幅に修正したもの

第 91 条の規定は、第 56 条と同様の規定であるため、条文の主旨をいかしながら第 56 条第 2 項第 3 項に統合し、以下条文を繰り下げた。

新第 56 条第 2 項・第 3 項	旧第 56 条第 2 項・旧第 91 条
2 開発事業は、誰もが安心して暮らし続けていくことができる安らぎのある安全で良好な住環境の維持及び創出、樹林・水流・湧水等のかけがえのない自然環境の保全、快適な生活環境と貴重な自然環境との調和、省エネルギー、リサイクル等環境に優しい社会の構築に資するものでなければならない。 3 開発事業は、次に掲げる事項を踏まえて行われなければならない。 (1) 計画的なまちづくり (2) 住み続けられる住まいづくり (3) 福祉のまちづくり (4) 安全で安心なまちづくり (5) 環境共生型のまちづくり (6) 日野の風景づくり (7) 文化財の保護保全 (8) みどり豊かなまちづくり (9) 水辺を生かしたまちづくり (10) 農あるまちづくり (11) 上水道、下水道、污水处理施設の整備 (12) 防災まちづくり	旧第 56 条第 2 項 開発事業は、良好な住環境の維持及び創出、並びに樹林、水流、湧水及びその他の自然環境の保全に資するものでなければならない。 旧第 91 条 事業者は、開発事業を実施するに当たっては、誰もが安心して暮らし続けていくことができる安らぎのある住環境の維持・創出、残っているかけがえのない自然環境の保全、快適な生活環境と貴重な自然環境との調和、省エネルギー、資源の還元とリサイクルなど環境に優しい社会の構築のため、次の各号に掲げる事項に配慮し、開発事業を行わなければならない。 (1) 計画的なまちづくり (2) 住み続けられる住まいづくり (3) 福祉のまちづくり (4) 安全で安心なまちづくり (5) 環境共生型の住まいづくり (6) 日野の風景づくり (7) 文化財の保護及び保全 (8) みどり豊かなまちづくり (9) 水辺を生かしたまちづくり (10) 農あるまちづくり (11) 上水道、下水道、污水处理施設の整備 (12) 防災まちづくり

3 関係各課の意見により修正したもの

指導基準第9条第2項第3号について実務に合わせるため修正しています。

新条文	旧条文
第9条第2項第5号 (5) ごみ減量等 ア、集合住宅の完成が近づいたら、入居5日前までに、「ごみ・資源回収依頼書」を市長に提出すること。 イ、事業者は責任をもって「ごみ・資源物分別カレンダー収集予定表」等のパンフレットを入居者に配布しルールを徹底させること。 ウ、入居時に多量のごみが出る場合は、事業者が責任をもって処理すること。 エ、ごみを出す場合、家庭系ごみは、家庭用指定収集袋を使用すること。事業系ごみは、少量排出事業所は、事業系指定収集袋を使用し、それ以外の事業所は、自己責任で適正に処理を行うこと。 オ、廃棄物は決められた種類に分別して、それぞれの指定日時に排出すること。 カ、建築中の事業ごみ・資源物は、事業者が処理すること。	(5) ごみ減量等 ア 10 世帯以上の集合住宅の場合は、資源ごみ集団回収の団体に登録加入するよう努めること。 イ 廃棄物は決められた種類に分別して、それぞれの指定日に出すこと。 ウ 集合住宅の完成が近づいたら、入居 10 日前までに、廃棄物処理申請書を市長に提出すること。 エ 事業者等は、責任をもって「ごみ・資源物分別カレンダー収集予定表」のパンフレットを、入居者に配布すること。 オ 入居時に多量のごみが出る場合は、事業者等が責任をもって処理すること。 カ ごみを出す時は、指定収集袋を使用すること。 キ 建築中の事業ごみは、事業者が処理すること。